

昌子の広場

第83報

小林昌子議会情報

和泉市無所属市民派議員
小林昌子

和泉市緑ヶ丘2-13-10
自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626
事務所 Tel(Fax)0725-53-4451
Email masakokob@ybb.ne.jp
http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい
yahoo の小林昌子で検索出来ます



文化財保護事業用地住民訴訟結審
槇尾川ダム緊急集會
住民税の年金からの天引き条例成立

目次

- ・文化財保護事業用地住民訴訟結審 P1-2
- ・槇尾川ダム緊急討論會 P3
- ・住民税の年金から天引き条例成立 P4

文化財保護事業用地住民訴訟結審！ 9 / 19 判決予定

年月 日 曜日 (夕刊) 2006年(平成18年)5月22日 月曜日 44754号 (日刊)

和泉市 「府依頼で買った」

5億円含み損どちらに



府と和泉市が論争を続ける土地（中央の長方形部分）。上部に史跡公園が広がり、手前右に弥生文化博物館が見える＝21日午後、大阪府和泉市で、本社へりから、川村直子撮影

池上曾根遺跡内の土地

問題の土地は、和泉市池上町の府立弥生文化博物館の西隣にある約4000平方メートルの宅地。和泉市が97年3月、同市土地開発公社に先行取得させて、経費全額を債務保証している。増値価格は今年3月末で約2億7千万円まで下落。含み損約5億円に達している。府に早急な買い上げを求め、住民監査請求を起す。

9年前取得、地価下落

日本の多数の弥生時代の史跡「池上曾根遺跡」内の土地売買をめぐる、大阪府と和泉市の間で「言わぬ」「言われぬ」の論争が続いている。土地は9年前、和泉市側が「府に依頼され、約8億7千万円で取得、利子も含めた総額約1億1千万円で買い戻しを府に求める。一方、府は「買戻しを求めない」と応じない。パブル相場で地価は急上昇し、年間1300万円の利子負担がかさむ。市民団体は早速、「府の買戻しは無意味」として市に早急売却を求め、住民監査請求を起す。

大阪府 「事実確認できぬ」



朝日新聞 夕刊
©朝日新聞社 2006年
大阪府北区中之島3丁目
2番4号 〒530-8211
朝日新聞大阪本社
電話 06-6231-0131

住民訴訟とは住民が市に代わって損害の補填等を求める訴訟で、勝訴しても住民に直接利益はありません。



この損失誰が責任をとるのか！

この記事は朝日新聞から掲載の許諾をうけています

朝日新聞でこのように大きく取り上げられた文化財保護事業用地の問題は、私が平成16年の6月議会で土地開発公社の決算審査の時に「文化財保護事業用地として、随分のお金が計上されています。どういう事業計画があって取得されたのか御説明ください。」と質問したことが契機で明らかになった問題です。この土地の先行取得については、不透明な点が多々あり、大阪府の買い戻しが行われないまま土地の値下がり金利負担で、巨額の損失を抱えているものです。議会でのやりとりでは埒があかないことから、平成18年9月に住民訴訟を行い、先日結審し9月19日に判決が予定されているものです。(詳細は次ページ)

この土地は本当に必要な土地であったのか？

この土地の取得目的は、池上曽根遺跡周辺から出土する文化財を保管し、それを展示研究するセンターの建設用地として和泉市土地開発公社に先行取得させたものです。

ところが平成9年にこの土地を取得した後、このセンターの建設の計画は全く行われず、8億の土地は隣の府立弥生文化博物館の駐車場として利用されているだけです。店ざらしとなっているのです。又埋蔵物の保管場所が無いと言っていたのに、取得した時から既に10年以上も経過し、埋蔵物が多数出土していますが、特に問題は起こっていません。要するにこの土地は市が言うような理由で取得したのではなく、何らかの別の理由があるとしか考えられません。

何故和泉市が先行取得したのか？

この計画の展示センターは、大阪府の事業です。それでは何故和泉市が大阪府に代わって取得したのでしょうか。大阪府の財政上の問題で和泉市が代わって取得したと言っていますが、不透明な部分があります。大阪府の代わりに市が取得したのなら、土地の値下がりや評価損や金利負担は全て大阪府が面倒見るのが筋ですが、そう単純には行かないのです。それが府と市が交わした確認書です。

確認書の存在を何故否定し続けたのか？

この確認書とは、府と市がこの土地を取得するにあたり、関係者が交わしたもので、買い戻し時期、その価格等を相互に確認したもので、市も府も正規の決裁を得たものです。

ところが、私が市と府の間で取り決めた文書の提出を求めたところ、市は府との信頼関係で行ったものでそのような文書は一切存在しないと答弁していました。そのようなことはおかしいと何回も質問しましたが頑として文書は無いと言い張りしました。

ところがある日突然、文書が見つかったと言いだしたのです。井坂市長の指示で再度調べて見つかったと言っていますが、信用できません。夫が大阪府に情報公開請求して直ぐ見つかったとはあまりにタイミングが良すぎます。

更にこの確認書に重大な事が取り決められていました。府が買い戻すときの価格は実勢価格とするとの項目です。市はこれが見つかるまでは帳簿価格で買い戻して貰うので、土地の値下がりや金利負担は府が負担すると言っていました。実勢価格となると先行取得してからの土地値下がりや損失は全て和泉市が負担しなければなりません。私はこのことが

露見するのを恐れて、確認書の存在を否定したのではないかと思います。確認書の存在を失念していたと市が答弁しましたが、多くの関係者が当時在籍し、この確認書の決裁伺いを起案した担当者も、同じ職場に在籍している事をみても、8億円の土地の取得にあたっての買い戻し時期や、その価格を取り決めた文書の存在を全ての関係者が失念するなど誰が信じることが出来るのでしょうか。もしもそれが事実なら、市の仕事に関する責任感の欠如と職務怠慢のそしりは免れません。

大阪府へ買い戻しの要請はしているのか？

大阪府に対し、当初買い戻しの時期としていた平成12年度以降買い戻しの要望を出していますが、府は財政事情で新たな事業は出来ないと言われて引き下がっています。本来府の事業で市が代わりに先行取得したのなら、府の財政事情など関係ないわけで、約束通り買い戻しを強硬に(法的手段に訴えても)主張すべきなのに、腰が引けた対応しかされていません。最近ようやく地価の下落に歯止めがかかりましたが、平成12年以降は毎年大幅に地価が下落し、実勢価格であれば市の損失は毎年膨れあがるののにのんきなことは言っていられないはずです。

駐車場の賃料でお茶をにごしていたが

大阪府も責任を感じていたのか、買い戻し予定時期以降の平成13年度以降、この土地を府立弥生博物館の大型バスの駐車場として使用し、その賃料を負担しています。平成13年度当初は金利負担相当分を賃料として面倒見ていましたが、その後府の財政事情で賃料は引き下げられています。

この訴訟を起こしてから、府は金利負担と賃料の差を大阪府市町村振興補助金として補助することが平成18年度に決定され、市が補正予算の歳入でその分を計上しました。しかしオンブズ和泉がその補填分は本来大阪府が買い戻し出来ない事の代償であり、そのような不始末を何の関係もない行財政改革に資するとして補助金として支出するのは違法との住民訴訟を受けて、あわてて府は市にその申請を辞退するよう要請し、渋々市が取りやめた茶番劇もありました。

橋下改革で俄に先行きが不透明に

橋下改革で府立弥生文化博物館は今年も存続するものの経費や収入等の見直しを行い来年度改めて検討することになっています。このような事情では、新たに展示センターの建設などあり得ず、この土地の買い戻しも現在以上に容易でない状況となっています。本腰を入れた対応が必要とされています。

榎尾川ダム緊急討論

この清流にダムはいらない

今年度ダム本体工事着工凍結
この素晴らしい自然を破壊し、税金を無駄遣いするダムを見直そう！



7/13(日)14時~

*** 榎尾川ダムを考える会 ***
治水・利水の二人の専門家をお迎えし、緊急討論
今本博建氏(前淀川水系流域委員会委員長、京都大学名誉教授)
荻野芳彦氏(前大阪府河川整備検討委員会委員、大阪府立大学名誉教授)

市民の皆様ご存じでしょうか！
現在榎尾川上流に総工費130億円の治水ダム計画が進行中です。
大雨が降った時の榎尾川氾濫に備え計画されたものですが、本当にこの様な巨大なダムが必要なのでしょうか？この計画にはダムの専門家も大きな疑問を示しています。
極めて厳しい財政の中で多くの福祉が切り捨てられています。この様な時に税金を無駄にするだけでなく、貴重な自然を破壊するダム計画を許して良いのでしょうか。
先程橋下大阪府知事は財政再建プログラムを策定し、榎尾川ダムの今年着工は凍結しました。しかしながら治水対策としてダムは必要との認識は変わっていません。
このダムを建設するのか、或いは中止するのか今その瀬戸際を迎えています。
そこで治水と利水の専門家をお迎えし、このダムについて詳しくお話を頂くとともに、市民の皆様と一緒に考える会を催すことになりました。
ふるってご参加下さい。

- ・日時 平成18年7月13(日) 14:~16:
- ・場所 和泉シティープラザ地下1階多目的室
泉北高速和泉中央駅徒歩5分
- ・入場無料 シティープラザ駐車場2Hr 無料
- ・連絡先TEL(FAX) 0725-54-2626
携帯 090-7091-0818
- ・主催 小林昌子と歩む会



住民税を年金から天引きする条例可決。年金受給者を直撃(実施は来年10月から)

6月議会に住民税を年金から天引きする条例の改正案が、提案され可決されました。

後期高齢者の保険料天引き問題の再現

この条例は、ガソリン暫定税率が復活した4月30日に、しら~っと抱き合わせで成立した地方税法改正に伴うものです。65歳以上の公的年金受給者の住民税を2009年10月から特別徴収(年金から天引き)するための条例改正です。年金から介護保険、今大問題となっている後期高齢者医療保険に加えて、税を天引きするものです。更に65歳から74歳までの国民健康保険料も今年の10月から天引きが予定されています。

これらの天引きは納税者や保険料負担者の便宜を考慮して行うものと行政は言っていますが、徴収率を上げたい魂胆が丸見えです。年金受給者がこのような事態になるなど殆どの方がご存じないと思います。後期高齢者の時も法律が制定されたときにはこのような大きな問題になるとは誰も予想しませんでした。今回の場合も同様です。この制度の実施が来年10月からとなっていますので、その時に又大問題になることは必定と思います。

反対討論

私はこの条例案に反対の立場で討論しました。

反対の理由は

- ・僅かの年金から更に天引きされることは憲法に保障する生存権にかかわる。
- ・この制度を運営するために多額の運営費を市が負担しなければならない
- ・この制度を運営する社保庁に新たな個人情報収集され、その漏洩の危険性がある

尚これは国の法律で決まっているので、これに反対できないとの意見がありますが、考え違いだと思います。国が決めたことだからそれに無条件に従うのは地方自治の精神にも反します。この条例の前提となる法律でも、天引きをすることが適当でない事情があるときは、これをしなくても良い事になっています。

納税者の利便性より収納者(自治体)の利便性を優先するこの制度に反対します。来年10月になれば年金受給者の反対の世論が再び巻き起こる事でしょう。

昌子の日記

- 6/2 和泉中央駅会報配布、ダム定例会
- 6/3 淀川水系流域委員会傍聴

- 6/4 和泉府中駅会報配布、安威川ダム現地見学
- 6/5 和泉中央駅会報配布
- 6/6 信太山駅会報配布、寄贈式(泉大津市民病院)
- 6/7 生きもの調査(松尾寺周辺)
- 6/9 議会運営委員会
- 6/10 和泉府中駅会報配布
- 6/11 和泉中央駅会報配布、戦没者追悼式
- 6/12 榎尾川ダム記者会見(大阪府)、大阪府議会への榎尾川ダム問題働きかけ
- 6/14 万葉講座(小林昌子事務所主催)
- 6/15 自治体消防60周年記念式典
- 6/16 本会議
- 6/17 厚生文教委員会
- 6/18 和泉中央駅会報配布、都市環境委員会傍聴
- 6/19 和泉中央駅会報配布、総務安全委員会傍聴
- 6/20 議運、淀川をもっとよくしたい流域委員の会
- 6/25-26 一般質問
- 6/27 本会議、南部リージョンセンター施設見学会、自治を考える会
- 6/29 のぞみ野にパチンコはいらん対策協議会
- 6/30 淀川水系流域委員会傍聴

<事務所行事> いずれも小林昌子事務所

連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626
事務所 TEL 0725-53-4451
(事務所 緑ヶ丘1-3-15)

万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

- ・講師 大高勇さん(犬養万葉顕彰会会員)
- ・会費 1,300円(3か月分) 14-16時
- ・64回 済み
- ・65回 7/12(土) 万葉の動物たち
パート 昆虫類
- ・66回 9/13 黒潮の紀伊国の万葉
(10/12.13 一泊旅行紀伊国万葉旅行)

バスタオルの布草履作り(参加費無料)

- ・講師 鴨井節子さん
- ・7/9(水)13時~15時
- 持ち物30cmものさし、はさみ、不要になったバスタオル1枚、ワイヤーのハンガー(クリーニングに付いているもの)、鼻緒にする布 6-7cm 長さ50cmを2本
- (申し込みは 午後7時~8時に
Tel 0725-54-2626 まで)

パソコン講座(参加費無料)

- ・第2、第4週の火曜 10時から12時、
木曜 14時~16時
- ・パソコンが初めての方もどうぞ遠慮なく。
初めてこられる方はご連絡下さい

市政相談会

- ・第2、4水曜日 20:~21:30